

審査基準新旧対照表

旧	新										
<p style="text-align: center;">審 査 基 準</p> <p style="text-align: center;">令和元年12月14日作成</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">根 拠 条 項：第5条第5項</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">処 分 の 概 要：認定証の再交付</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">原権者（委任先）：福岡県公安委員会</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第7条（認定証の再交付の申請） </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">審 査 基 準：</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">標準処理期間：14日間</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">申 請 先：主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通担当課</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">問 合 せ 先：主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通担当課 警察本部交通企画課飲酒運転対策係（092-641-4141内線5035）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">備 考：</td> </tr> </table>	法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	根 拠 条 項：第5条第5項	処 分 の 概 要：認定証の再交付	原権者（委任先）：福岡県公安委員会	法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第7条（認定証の再交付の申請） 	審 査 基 準：	標準処理期間：14日間	申 請 先：主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通担当課	問 合 せ 先：主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通担当課 警察本部交通企画課飲酒運転対策係（092-641-4141内線5035）	備 考：	<p style="color: red; font-weight: bold;">【廃止】</p>
法 令 名：自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律											
根 拠 条 項：第5条第5項											
処 分 の 概 要：認定証の再交付											
原権者（委任先）：福岡県公安委員会											
法 令 の 定 め： <ul style="list-style-type: none"> ○ 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第7条（認定証の再交付の申請） 											
審 査 基 準：											
標準処理期間：14日間											
申 請 先：主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通担当課											
問 合 せ 先：主たる営業所の所在地を管轄する警察署交通担当課 警察本部交通企画課飲酒運転対策係（092-641-4141内線5035）											
備 考：											